

# 伯耆町手をつなぐ育成会 会則

## (目 的)

第1条 この会は、心身に障害のある児童及び成人者(以下障害児(者)という。)の幸福と福祉を推進するために会員相互の親睦を図り協力して障害児者の社会参加の推進、充実を図ることを目的とする。

## (名 称)

第2条 この会は伯耆町手をつなぐ育成会(以下会という。)と称する。

## (所 在)

第3条 この会は事務局を伯耆町社会福祉協議会内に置く。

## (会 員)

第4条 この会は障害児(者)の家族及び本人を会員として構成する。

2 本会の目的に賛同する者を賛助会員とすることができる。

## (事 業)

第5条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家族間の交流親睦と情報交換をする。
- (2) 障害者保健福祉に関する知識を深めるための研修会を開催する。
- (3) 社会参加促進のための諸事業を行う。
- (4) 障害者に対する保健福祉行政の水準を向上させるため、関係機関及び諸団体との連携を促進する。
- (5) 作業所の運営に協力する。
- (6) その他この会の目的達成に必要な事業を行う。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置き、その任期を2年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 会長 1名 この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長 1名 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は総会において選出する。

3 役員に欠員が出た場合は臨時会で選出する。

## (会 議)

第7条 会議は、総会、定例会及び役員会とする。

- 2 総会、定例会及び役員会は会長が招集し、その会の議長となる。
- 3 総会は年1回開催する。必要あるときは臨時会を開くことができる。

## (運営経費)

第8条 この会の運営経費は会費及び補助金その他の収入をもってあてる。会費その他の拠出額は総会において決める。

(権 限)

第9条 総会はこの会則に定めることその他、次の事業を決議する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会則の改廃
- (4) その他会の運営に関すること

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

付 則

この会則は、平成17年 4月13日から施行する。

この会則は、平成19年 4月26日から施行する。

この会則は、平成24年 月 日から施行する。